

【国】1 か月児健康診査支援事業

【令和5年度補正創設】

こどもまんなか
こども家庭庁

事業の目的

乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。

事業の概要

- ◇対象者：1か月頃の乳児
- ◇内容：①実施方法 原則として個別健診
②健診内容 身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等
- ◇留意事項：実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

- ◇実施主体：**市町村**
- ◇補助率：国1/2、市町村1/2
- ◇補助単価：6,000円/人（原則として個別健診）

【県の取組】

- ・ 令和5年度：県内全市町村の実施の意向調査の実施
- ・ 令和6年度：高知県市町村保健衛生職員協議会で全市町村の合意形成等
- ・ 乳児一般健康診査（1歳まで/2回）の医師会等との契約⇨1か月児健康診査が追加となることで、回数を3回までと変更
- ・ 1か月児健康診査特有の診察項目（例：新生児聴覚検査やビタミンK2の投与等）があるため、1か月児健康診査用の受診票作成への助言・指導

 ○月 日付けで契約変更済。**県内全市町村が1か月児健康診査を実施できる体制は整備された**